



甲府市

地域密着型サービスの
整備に関する基本方針
及び整備計画について

【第7次甲府市介護保険事業計画】

平成30年度（2018）
～平成32年度（2020）

I 基本的な考え方

「地域密着型サービス」は、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供できるサービスです。

平成 29 年 6 月の法改正において、地域包括ケアの深化・推進が掲げられ、自立支援・重度化防止に向けた取組が求められる中、地域密着型サービスは、地域の支援機関として担う役割は大きくなっています。

このことから、本市では、第 7 次甲府市介護保険事業計画（平成 30～32 年度）（以下「第 7 次計画」という。）で定めた平成 32 年度までのサービス見込量と平成 37 年度の将来的な見通しに基づく必要量を確保する観点から、甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、その他の関係法令を踏まえ、「地域密着型サービス」の基盤整備を適正に進めるものとします。

また、平成 30 年度から平成 32 年度までの間における地域密着型サービス事業者（地域密着型通所介護事業者を除く）の指定については、第 7 次計画のサービス見込量及び必要利用定員総数の確保、介護保険事業の適正な運営並びに事業者指定の機会均等を図るため、この基本方針に従い、指定候補事業者を選定するものとします。

なお、共用型認知症対応型通所介護については、既に指定を受けている又は新たに指定を受ける認知症対応型共同生活介護の事業所がサービスを提供するため、その選考については別に定めることとします。

1. 「地域密着型サービス」とは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、要介護者等の日常生活圏域内にサービスの拠点を置き、地域の実情に応じた支援を 24 時間体制で提供するサービスです。

2. 各サービスにおける介護給付と予防給付の関係

サービス/給付	介護給付	予防給付	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	
夜間対応型訪問介護	○	×	
地域密着型通所介護	○	×	
認知症対応型通所介護	○	○	
小規模多機能型居宅介護	○	○	
認知症対応型共同生活介護	○	○	要支援 1 を除く
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	×	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	○	×	

3. 指定の更新

指定は、6年ごとの更新制です。

4. 市町村独自の報酬及び基準の設定

市町村において、国の基準とは別に独自の介護報酬（介護保険法第42条の2）や指定基準（介護保険法第78条の4）の設定を行うことが可能ですが、本市においては、原則として、国の基準のとおりとします。

Ⅱ 共通方針

人員、施設及び運営に関する基準、その他の関係法令を踏まえ、『住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる』ことを目指し、介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、個人の尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けることができるよう、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備、並びに将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保する観点から、次のとおりとします。

1. 整備区域について

可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えていくという「地域密着型サービス」の趣旨を尊重します。

2. 家族・地域との交流の機会の確保

「地域密着型サービス」の運営にあたっては、地域との交流機会の確保は必要不可欠です。このことから、開設にあたっては、地元自治会、近隣住民等に対して説明会を開催するなどして、同意が得られているものとします。また、ボランティアの受け入れ、関係機関との連携や具体的な地域との交流活動計画があるなど、地域に開かれた運営であるものとします。

3. 協力医療機関との連携

「地域密着型サービス」は、その地域での生活を24時間体制で支えるためのものであることから、多職種との連携により健康管理や必要なときに適切な医療が受けられる体制、及び緊急時の対応といった医療との関わりが重要であり、「地域密着型サービス」の運営にあたっては、協力医療機関等との連携が図られているものとします。

4. 市との連携

事業者（法人）は、市への情報提供や各種事業の受託など、市との連携を図ることとし、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について、積極的に対応するものとします。

5. 個人情報保護の取組み

事業者（法人）は、個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護法又は守秘義務に関する法令及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局）の規定を遵守し、従業員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、その徹底を図るものとします。

6. 本市における指定基準

(1) 土地・建物について（賃貸借物件を使用して事業を実施する場合）

賃貸借契約期間は10年以上とし、契約期間満了時に双方意義ない場合は、契約が自動更新される旨の記載がされた契約とします。また、国の交付金に基づく市の補助金を受ける場合は、30年以上の契約とします。

(2) 利用者の安全確保について

- ① 「地域密着型サービス」の提供については、3階以下の階層で行うものとします。
- ② 新耐震基準（昭和56年の建築基準法施行令改正以降の基準）を満たしていない建築物については、指定までに耐震補強を行うこととします。

(3) その他の指定基準

- ① 選定事業者は暴力団等反社会的勢力との密接な交際が疑われていない事業者とします。
- ② 補助金を受け事業を開始する場合には、補助金の交付目的を達成できるよう10年以上事業を継続することを前提とします。
なお、廃止又は転用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国の補助金の返還が必要となります。
- ③ 提案事項は選定に直結するものであることから、その内容は実現可能なものとし、事業開設後には、必ず実行するものとします。

Ⅲ 第7次（平成30年度～平成32年度）整備計画の概要

1. 日常生活圏域の考え方

本市における日常生活圏域の考え方は、介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービス等の施設整備の観点から高齢者の日常的な生活圏に配慮するため、地区自治会連合会を基本単位として、日常生活圏域を設定しています。

また、地域包括ケア体制の構築及び地域密着型サービスの施設を整備していくためには、圏域ごとにある程度の人口規模を担保する必要があるとともに、日常生活の継続性が確保されるようなサービス体制の整備を図る必要があることから、第7次計画においても、第6次計画の日常生活圏域「5圏域」を継承していきます。

日常生活圏域	圏域内の地区自治会連合会の区分
西圏域	穴切地区、貢川地区、石田地区、池田地区、新田地区
中央圏域	富士川地区、相生地区、春日地区、新紺屋地区、朝日地区
北圏域	北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、千代田地区、能泉地区、宮本地区
南圏域	湯田地区、伊勢地区、国母地区、山城地区、大里地区、大国地区、住吉地区、中道地区、上九一色地区
東圏域	塚美地区、東地区、里垣地区、玉諸地区、甲運地区

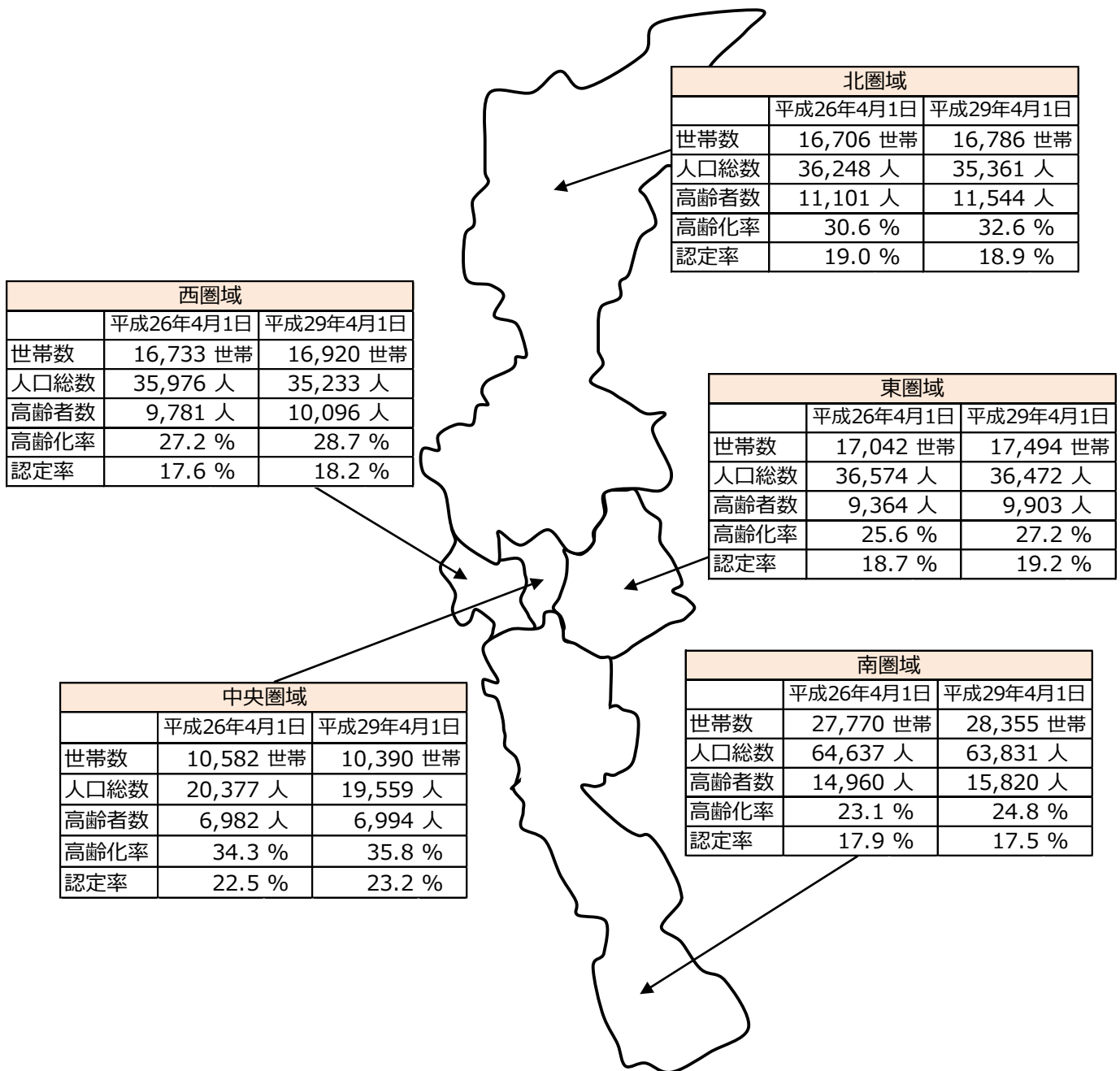
2. 日常生活圏域ごとの『地域密着型サービス』の整備状況

第6次甲府市介護保険事業計画までの整備状況（施設数）						
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域	サービス事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	1	1	4
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	12	11	13	33	8	77
認知症対応型通所介護	1	2	3	5	0	11
小規模多機能型居宅介護	1	3	0	1	1	6
認知症対応型共同生活介護	4	5	5	10	6	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0	0	0	1	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	2	3	6	2	15
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	1	0	0	1	0	2
圏域ごとの事業所数	23	24	24	57	19	147

第7次計画においては、日常生活圏域ごとの高齢化率・認定率等と将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量の確保等を勘案し、日常生活圏域における施設整備を行います。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を除く『地域密着型サービス』は、日常生活圏域にとらわれず、市内全域を自由に利用することができるサービスです。

3. 日常生活圏域ごとの人口・高齢者数等の推移



本市においては、平成29年4月1日の高齢化率は28.5%で、国（27.5%・総務省「人口推計」確定値による）を上回る速さで高齢化が進行しています。（山梨県（28.8%・山梨県「高齢者福祉基礎調査」による）

また、日常生活圏域ごとの高齢化率をみると北圏域と中央圏域の高齢化率は、30%を上回り、介護認定率も中央圏域は23.2%と極めて高いことから、今後の利用者数の増加も見据えて、地域のニーズに合わせたサービス基盤の整備が必要となります。

4. 第7次計画における人口及び高齢者等の推計

総人口及び第1号被保険者数の推計

単位：人／％

	H30	H31	H32	H37
総人口	188,824	187,439	185,974	187,300
第1号被保険者数	54,946	55,122	55,166	56,500
うち65～74歳	24,977	24,636	24,731	22,345
うち75歳以上	29,969	30,486	30,435	34,155
高齢化率（％）	29.1	29.4	29.7	30.2

第7次計画における総人口及び第1号被保険者数（65歳以上）の推計では、2年間で総人口が2,850人（1.5％）減少する中で、第1号被保険者は220人（0.4％）増加し、高齢化率も0.7％上昇するものと見込まれます。

第1号被保険者における介護度別認定者数の推計

単位：人

	H30	H31	H32	H37
要支援1	574	546	522	418
要支援2	1,080	1,022	974	837
要介護1	1,707	1,708	1,703	1,793
要介護2	2,567	2,636	2,700	2,949
要介護3	2,296	2,446	2,596	2,966
要介護4	1,415	1,399	1,377	1,448
要介護5	1,010	1,025	1,038	1,108
計	10,649	10,782	10,910	11,519

第7次計画の第1号被保険者（65歳以上）における認定者数の推計では、2年間で41人（0.3％）減少するものとみております。これは、要介護2以上の中・重度者の認定者数は増加していますが、介護予防日常生活支援総合事業の実施により、要支援1・2、要介護1の認定者数が減少したためであります。

以上のことから、本市においては、今後も介護サービスの利用が大きく伸びるものと考えられ、サービス種別ごとの利用者数の見通しに基づき必要量を確保していくことが重要となります。

5. サービス種別ごとの方針について

第7次計画では、将来の高齢化や利用者数の見通しに基づく必要量を確保し、地域のニーズに応じた在宅サービスと施設のバランスがとれた基盤整備を促進します。

特に、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年（平成37年）の高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応できるような中長期的な視点のもと、サービス基盤の整備を行っていきます。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で介護が必要な人に定期的な巡回訪問や、24時間随時通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

第7次計画の推計における1月あたりのサービス利用者は、増加傾向にあります。第6次計画までの整備状況において、西圏域、中央圏域、南圏域、東圏域の4事業所（定員制限なし）が整備されていますが、現在、未整備となっている北圏域については、西圏域の事業者によるサービスの提供を実施しています。

本サービスは、現時点において市内全域をカバーしているため、第7次計画では、新たな整備を行いません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	19	27	46	83	98	115	139

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

（2）夜間対応型訪問介護

自宅で介護が必要な人に、夜間において、定期的な巡回訪問や通報を受け、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話を提供するサービスです。

本市においては、現在、サービス提供をする事業所がありません。また、同等のサービスが「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」で提供されているため、第7次計画では、整備を行いません。

（3）地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な指定通所介護事業所に通所する要介護者に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

このサービスは、すでに多くの事業所がサービスを提供しており、今後も、さまざまな事業者が参入することが想定されることから、これまでと同様、公募による指定事業者の選定を行わず、届出による事業者の指定を行い、必要量の確保を図っていきます。

ただし、第7次計画の計画値を上回るサービスの利用が見込まれる場合は、事業者の指定を行わないこととします。

(4) 認知症対応型通所介護（介護予防）

認知症の要支援者や要介護者が自宅で日常生活を営めるように、デイサービスセンターに通わせ、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

現状、市内には10事業所（合計定員93人分）が稼働していますが、第7次計画の推計における1月あたりのサービス利用者は、微減傾向を示しています。

このサービスは、全国的にも稼働率が低いサービスとされていますが、認知症高齢者数の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護事業所による「共用型指定認知症対応型通所介護（共用型認知症デイサービス）」を提供することにより、第7次計画では施設整備は行わず、本サービスの普及促進を図っていきます。

認知症対応型通所介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	76	60	55	54	53	52	51

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア』

(5) 小規模多機能型居宅介護（介護予防）

要支援者や要介護者の自宅において、またはサービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第7次計画の推計における1月あたりのサービス利用者は、増加傾向にあります。第6次計画までの整備において、5事業所（合計133人定員分）が稼働していることから、第7次計画では、「東、西、南、北圏域」のうち1圏域1施設の整備を行います。

小規模多機能型居宅介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	115	118	107	107	128	139	155

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

(6) 認知症対応型共同生活介護（介護予防）

認知症高齢者が、共同生活をする住宅（グループホーム）で、スタッフが入浴や排泄、食事等の介護や日常生活の世話、及び機能訓練を提供するサービスです。

第6次計画までの施設整備において、29事業所（合計定員418人分）が確保される見込となっております。しかし、第7次計画における1月あたりのサービス利用量は、増加傾向にあることから、その利用者数は合計定員を上回ることが予測されます。

平成29年11月1日現在の施設待機者は、27事業所のうち20事業所であること、また、合計定員に対する利用率が96%であることから、平成32年度までには456人分の定員（435人《H32見込量》÷96%=456人）の確保が必要と考えられます。

このことから、第7次計画では、新たに38人分の定員が必要と推測されますが、空床状況も考慮し、2施設・4ユニット（1ユニット：5人以上9人以下）の整備を行います。

認知症対応型共同生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	350	351	369	401	418	435	435

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

また、施設整備を行う圏域については、日常生活圏域ごとの充足率と待機者数から、「中央、又は東圏域」に1施設（2ユニット）、「西、又は北圏域」に1施設（2ユニット）の整備を行います。

日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護の整備状況及び充足率並びに待機者数

平成29年11月1日現在

日常生活圏域	認定を受けている高齢者数	事業所数	合計定員	充足率	待機者数	一施設当たりの待機者数
西圏域	1,865	4	72	3.9%	25	6.3
中央圏域	1,640	4	60	3.7%	10	2.5
北圏域	2,217	5	72	3.2%	14	2.8
南圏域	2,833	10	153	5.4%	15	1.5
東圏域	1,938	6	61	3.1%	7	1.2
計	10,493	29	418		71	

※認定を受けている高齢者数は、平成29年4月1日現在のものである。

※事業所数、合計定員は、平成29年度末の施設整備予定のものである。

※待機者数は、重複申請、在宅待機者以外の者を含む。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な特定施設（有料老人ホーム等）に入居している人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

第7次計画の推計における1月あたりのサービス利用者は、概ね一定の利用量で推移すると見込まれており、第6次計画までの整備状況において、2事業所（合計定員58人分）が確保されていることから、第7次計画では、整備を行いません。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	44	45	47	50	50	50	50

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する人に対し、入浴や排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、及び機能訓練並びに療養上の世話を提供するサービスです。

平成29年4月1日現在の特別養護老人ホーム待機者数から、施設入所を希望する人数が895人^{※1}と推計される一方、施設からの退所等により、第7次計画期間中に入所可能な人数は825人^{※2}と推計されることから、残り70人分が不足すると見込まれます。

このことから、第7次計画では3施設（29人×3施設＝87人分）の整備を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	264	267	296	417	446	504	504

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

※1 平成29年4月1日現在、要介護度3～5の入所申込者1,070人のうち、所在が不明等の者を除く施設入所待機者数。

※2 683人《H29.9月広域特養利用者数》 + 417人《H29年度末整備分を含む地域密着型特養老人ホーム定員見込》＝1,100人

第7次計画期間中に入所可能な人数⇒ 1,100人 × 25% × 3年間 = 825人

○全国の介護老人福祉施設の平均在所日数は1,474.9日。〈1,474.9日÷365日 ≒ 4年〉

施設利用者は、計算上、平均約4年で退所となることから、1年あたり25%が退所すると推計される。

また、施設整備を行う圏域については、日常生活圏域ごとの充足率等を踏まえ、「西、又は中央圏域」に1施設、「中央、又は北圏域」に1施設、「南、又は東圏域」に1施設、計3施設（定員87人）の整備を行います。

日常生活圏域ごとの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備状況及び充足率並びに待機者数

平成29年11月1日現在

日常生活圏域	認定を受けている 高齢者数	事業所数	合計定員	充足率	待機者数	一施設当たりの 待機者数
西圏域	1,865	(1) 1	(29) 29	(3.1) 1.6%	50	50.0
中央圏域	1,640		49	3.0%	228	114.0
北圏域	2,217	(1) 2	(29) 58	(3.9) 2.6%	166	83.0
南圏域	2,833	(2) 4	(58) 107	(5.8) 3.8%	345	86.3
東圏域	1,938		58	3.0%	119	59.5
計	10,493	(4) 11	(116) 301	—	908	

※認定を受けている高齢者数は、平成29年4月1日現在のものである。

※事業所数の () カッコ内の数は、平成29年度末に整備予定の事業所数である。

※合計定員の () のカッコ内の数は、平成29年度末に整備予定の事業所の定員数である。

※充足率の () カッコ内の数値は、平成29年度末の整備予定の充足率である。

※待機者数は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の要介護3～5の待機者であり、重複申請、在宅待機以外の者を含む。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

自宅で介護が必要な人に、訪問看護と小規模多機能型居宅介護などを組み合わせることで、効果的かつ効率的なサービスを一体的に提供するサービスです。

第7次計画の推計における1月あたりのサービス利用者は、微増傾向にありますが、第6次計画までの整備状況において、2事業所（合計定員58人分）が確保されています。

「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」については、定員に確保されていること、及び訪問看護と小規模多機能型居宅介護の併用することで同等のサービス提供が可能であるため、第7次計画では、整備を行いません。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用者推計（1月あたり）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数	27	43	46	48	50	52	54

※H28,27は実績値、H29は見込値、H30～厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』による推計値

6. サービス計画一覧表

(1) 募集する「地域密着型サービス」事業及び募集数

サービス/年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小規模多機能型居宅介護	1	0	0
認知症対応型共同生活介護（予防介護）	1	1	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	2	0

(2) サービス別圏域別募集箇所数

小規模多機能型居宅介護

計画年度	中央圏域	西圏域	北圏域	南圏域	東圏域
平成30年度		1			
平成31年度					

認知症対応型共同生活介護（予防介護）

計画年度	西圏域	北圏域	中央圏域	東圏域	南圏域
平成30年度			1 (2ユニット)		
平成31年度	1 (2ユニット)				

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

計画年度	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
平成30年度	1				
平成31年度		1		1	

IV 各種サービスの公募指定に関する事項

1. 小規模多機能型居宅介護の事業者指定方法

小規模多機能型居宅介護の事業所の指定については、介護保険法第78条の13の規定に基づき、それぞれの見込量の確保及び質の向上のために、特に必要があると認められるとき、市町村長が指定する期間中は、市町村長が指定する区域に所在する小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業所を、公募により指定することになっています。

第7次計画においては、現在の整備状況を踏まえ、東、西、南、北の4圏域を指定区域として、そのうち1圏域1施設（事業者）の選定を行うこととします。

(1) 市町村長指定期間（介護保険法第78条の13）

市町村長が指定する期間は、第7次計画期間である平成30年4月1日から平成33年3月31日までとします。

(2) 市町村長指定区域（介護保険法第78条の13）

市町村長が指定する区域は、次のとおりとします。

①小規模多機能型居宅介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	東圏域	西圏域	南圏域	北圏域	中央圏域
東・西・南・北圏域	○				

(3) 公募指定の有効期間（介護保険法第78条の15）

公募指定の有効期間は、その指定の日から起算して6年とします。

(4) 効力が生ずる日（介護保険法第78条の16）

平成30年4月1日

2. 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者指定方法

認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者の指定については、日常生活圏域における必要利用定員総数の確保及び介護保険事業の適切な運営のために、第7次計画期間中は、指定候補事業者を公募により選定し、施設整備終了後に介護保険法の規定による基準等を満たしている場合に指定を行うものとしします。

(1) 事業候補者の公募対象サービス（介護保険法第78条の2）

介護保険法第78条の2の規定のうち認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、公募のみの指定とします。

(2) 日常生活圏域（介護保険法第117条）

日常生活圏域は、第7次計画に定める日常生活圏域の5圏域とします。

①認知症対応型共同生活介護

募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	北圏域	中央圏域	東圏域	南圏域
中央・東圏域			○		
西・北圏域	○				

②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

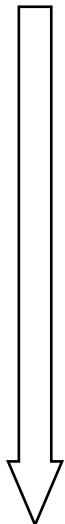
募集圏域	市町村長指定区域				
	西圏域	中央圏域	北圏域	南圏域	東圏域
西・中央圏域	○				
中央・北圏域		○			
南・東圏域				○	

3. 各サービスの募集期間

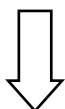
市町村長指定期間（平成30年4月1日から平成33年3月31日）のうち、各サービスに募集期間を設けます。募集期間については、広報、ホームページにて周知します。

V 指定申請（事業所開設）までの流れ

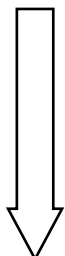
市町村長指定期間の設定及び公募の実施

- 
- 市町村長指定期間を平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日に設定。
 - 小規模多機能型居宅介護（介護予防）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の公募の実施。
 - 市町村長指定期間のうち、各サービスに募集期間を設け、選考基準を設定し、本市選定委員会にて指定候補事業者を選定。
（募集については、広報、HP にて掲載します。）

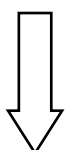
事業者の決定

- 
- 本市選定委員会の審議を経て、指定候補事業者を選定し、市長決定。

事業開設の準備

- 
- 指定候補事業者は、地元への説明会・建築許可の申請・農地転用の申請等、事業開設に必要な準備。
 - 指定候補事業者は、事業開設時期を考慮に入れながら建築業者を決定。

指定の申請

- 
- 指定申請書により人員面・設備面・運営面を精査し、指定の要件を満たしていれば、地域密着型サービス事業者として指定。

事業所開設

Ⅵ 事業所指定のスケジュール及び公募要領

各年度において公募する「地域密着型サービス」の詳細（応募期間等）については、別途「第7期 甲府市地域密着型サービス指定候補事業者公募要領」に定めます。

Ⅶ 適用

この基本方針は、第7次計画期間中に適用するものとし、平成30年4月1日より効力が生ずるものとします。